

かわさき子育てアプリ再構築・運用保守業務委託 基本仕様書

1 件名

かわさき子育てアプリ再構築・運用保守業務委託

2 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所内、その他本市が指定する場所

3 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

4 スケジュール

本業務のスケジュールについては、概ね次の期間を想定しているが、詳細は本市との協議により決定する

(1) 構築業務：契約締結日から令和3年2月28日（日）まで

(2) 運用保守業務：令和3年3月1日（月）から令和3年3月31日（水）まで

5 目的

川崎市（以下「本市」という。）では、市民が必要としている子育て関連の情報をタイムリーに提供することができるツールとして、平成28年4月からかわさき子育てアプリの提供を開始している。

令和2年度で提供開始から5年目を迎え、この間、子育て世代のニーズも多様化しており、より効率的かつ効果的な情報提供が求められている。

本業務委託は、現在の「かわさき子育てアプリ」の機能に加え、より子育て世代が求める機能を備えた新たな「かわさき子育てアプリ」を再構築し提供することで、子育て中の保護者の不安感・負担感の減少や子育ての充実感の増加につなげるものである。

6 委託内容

(1) スマートフォンアプリケーション「かわさき子育てアプリ」の構築業務

提供するサービスとして、次のアに記載するスマートフォンアプリケーション（以下「アプリ」という。）の構築を行う。また、それぞれの基本的な仕様は、次の(2)システム機能要件に示すとおりである。なお、アプリに掲載する情報については、本市と協議の上決定するものとする。

ア システム概要

(ア) 対象 市民を主とするが、職員、市外の人も対象とする。

(イ) 利用端末 iOS 端末及び Android 端末において利用可能なものとする。

(ウ) 主な機能

- ・パーソナライズ機能

利用者が子供の生年月日・居住地域等の属性を登録することにより、属性に合わせた情報の表示ができる機能。

- ・プッシュ通知機能

情報が発信と同時に利用者の端末に表示されるプッシュ型の情報配信を行う機能。

- ・スケジュール管理機能

利用者が妊婦健診・乳幼児健診・予防接種のスケジュールを管理することができる機能。

- ・子供の成長記録機能

子供の身長や体重など、日々の成長を記録できる機能。

(エ) 利用時間 原則として 24 時間 365 日利用可能であること。

(オ) その他

- ・インターネット経由でサービスを提供するASP・SaaS利用型のシステムであること。

イ 実施計画の策定

契約締結後、1 週間以内に、本業務に係る業務実施計画書を提出すること。業務実施計画書には、以下の内容その他必要事項を記載し、本市の承認を得ること。

- ・業務スケジュール、作業項目（WBS）と役割分担
- ・業務実施体制図（連絡先）
- ・業務運営方法

ウ 会議の開催・記録

受託者は、本市と調整の上、原則として以下のとおり会議を開催すること。

(ア) 進捗報告会議の開催

システム構築期間中、最大 6 回まで進捗報告会議を開催し、本業務全体の進行手順の確認、進捗状況の確認、進行上の課題への対応策の協議を行うこと。なお、進捗報告会議は本市又は受託者の求めに応じて追加開催することができるものとする。

(イ) 会議資料及び議事録の作成

会議に用いる資料の作成は、受託者がすべて実施すること。議事録は、受託者が原則として会議開催後 5 営業日以内に作成し、本市の承認を得ること。いずれも、電子データを本市へ提出するものとする。

(2) システム機能要件

ア 利用者機能要件

(ア) パーソナライズ機能

- a 初回起動時通知

初回起動時に利用者設定を促すメッセージが表示されること。

- b 利用者情報（属性）
 - (a) 利用者情報（属性）を登録できること。
 - (b) 登録する利用者情報は下記の事項を含むものとする。
 - ・本人及び子供のニックネーム
 - ・子供の生年月日
 - ・（妊娠中の場合）出産予定日
 - ・居住地
 - ・配信してほしい子育て関連情報
 - ・その他、必要な利用者情報については、本市と協議により決定する。
 - c 登録できる子供の数
複数の子供の情報を登録できること。
 - d 妊娠期・育児期の別
妊娠期、育児期の状況に応じて利用者情報を登録できること。また、妊娠中に登録した項目は育児期に引き継げること。
 - e 利用者アカウント
利用者ごとに利用者アカウント（ID・パスワード）を設定できること。
 - f 利用者アカウントごとの編集等権限
利用者情報は、利用者アカウントごとに設定された権限の範囲内で、上記利用者情報の新規追加、編集、削除ができること。
- (イ) 利用説明
- a 利用方法等の作成・表示
 - (a) アプリの簡易的な利用方法を作成すること。
 - (b) 利用方法及びアプリのバージョンを確認できること。
 - b 利用方法等の問合せ先の表示
アプリの利用方法等に関する問合せ先は受託者連絡先とし、アプリ内に表示されること。
- (ウ) プッシュ通知の受信
受信した通知が一覧で表示され、アプリアイコンにも通知数を表示させること。
- (エ) 健診・予防接種のスケジュール管理機能
- a 妊婦健診のスケジュール管理
妊婦健診のスケジュール及び記録の管理、予定の通知機能があり、利用者が希望する時期に通知できること。
 - b 乳幼児健診のスケジュール管理
乳幼児健診のスケジュール及び記録の管理、予定の通知機能があり、利用者が希望する時期に通知できること。
 - c 予防接種のスケジュール管理

予防接種のスケジュール自動作成及び記録の管理、予定の通知機能があり、利用者が希望する時期に通知できること。

d 担当部署情報との連動

予定の通知とともに、対象となる健診・予防接種の説明や、担当部署の連絡先が表示され、表示された電話番号にそのままかけられること。

(オ) 成長記録機能

a 成長記録機能

日々の子どもの成長（身長・体重など）を記録できること。

b 成長曲線グラフ

上記 a で入力した身長・体重の変化を成長曲線グラフで表示できること。

(カ) イベント情報の表示

本市がオープンデータとして公開している「イベント情報」のAPI連携機能を活用し、表示・検索をできること。

※現在オープンデータとして公開している「イベント情報」のAPI連携機能については、一部項目等を追加する予定。現在公開中の「イベント情報」詳細については、下記を参照すること。

<http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000111012.html>

(キ) 情報及び施設の検索・表示

a 子育て支援情報の検索・表示

市の子育て支援情報を検索できること。検索結果から詳細が確認できること。（※市の子育てサイトとの情報連携も可とする。）

b 施設の検索（マップ機能との連動）

(a) 本市から提供する施設情報（子育て関連施設、医療機関等。サンプルは別紙1のとおり。）のデータ等を用いて、各項目による絞り込みや検索ができること。また、検索結果から詳細が確認できること。

(b) 端末の位置情報及びマップ機能と連動し表示されることを可能とすること。また、医療機関検索においては診療科目や予防接種の種類などからも検索できること。

(ク) デザイン

a アプリのアイコン

アプリのアイコンは川崎市独自のものを作成すること。

b 画面デザインのカスタマイズ

画面のデザインは、カスタマイズが可能であること。

c デザイン等の選択

利用者が各子供別のイメージカラーやイラスト等を選択し、表示画面に表示できるなど、画面デザインをいくつかの選択肢から選択できること。

イ 管理者機能要件

(ア) 管理機能全般

a アクセス及びブラウザ

管理画面へは、インターネットに接続できるパソコンからアクセスできること。ブラウザは Internet Explorer Ver. 11 に対応していること。

b 管理者アカウントの設定

管理画面にログインする際、所属ごとに管理者アカウント（ID 及びパスワード）を複数設定できること。

c 管理者アカウントごとの編集等権限

情報の登録・更新・削除は、管理者アカウントごとに設定された権限の範囲内で可能とすること。

d 操作性

情報の登録・更新・削除の方法は、専門知識のない職員でも扱えるよう操作性や操作手順に配慮した設計であること。

e 情報登録等の公開前の確認

情報の登録・更新後の画面を公開前にパソコンで確認できる仕組みであること。

(イ) 利用者情報のデータベースの作成及び保存

利用者の登録情報等のデータを一覧等で確認することができること。また、集計・分析が可能な CSV 形式等でデータを保存・出力できること。

(ウ) 施設情報の管理機能

登録された施設情報の新規追加、編集、削除ができること。また、施設情報を CSV 形式等でアップロード・ダウンロードできること。

(エ) プッシュ通知の配信

a 利用者情報（属性）に応じたプッシュ通知の配信

利用者情報（属性）に応じたお知らせをプッシュ通知により定期的及び随時に配信できること。

b 定型文の配信

定期的配信されるプッシュ通知については、利用者情報（妊娠周期や子供の年齢等）に応じた定型文の配信パターンを受託者が作成して定期的送信するものを含むこと。

c スケジュール管理機能に応じたプッシュ通知の配信

上記ア(エ)健診・予防接種のスケジュール管理機能の各スケジュール管理機能と連動したお知らせをプッシュ通知により配信できること。その際、利用者の選択した時期に通知を配信できること。

(オ) 市のホームページ等との連携

市ホームページや子育て応援・情報サイト「かわさきし子育て応援ナビ」において配信する情報を、アプリにおいても配信（RSS データの連携配信、リンクの設定

等) できること。

(カ) 拡張性

機能の増設とそれに伴う各種設定及びデータ追加が可能なシステムであること。

(キ) アプリのダウンロード数・アクセス数の確認機能

アプリのダウンロード数及びアクセス数について、iOS 及び Android ごとに確認ができること。また、任意の期間を指定して、CSV 形式等によりダウンロードできること。(App Store Connect や Google Play Console などの配信プラットフォーム側の管理ツールから確認できる場合は除く。)

ウ サーバ要件

(ア) 設置場所及び改修費用

- a サーバは、日本国内のデータセンターに設置されたサーバを利用すること。
- b サーバは、川崎市情報セキュリティ対策基準に準拠し、物理的・技術的対策が講じられた場所に格納されていること。
- c クラウドサービスの利用契約に関連して生じる一切の紛争は、日本の地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とするものであること。
- d 今後発生する OS のアップグレードやシステムの改修費用、サーバの劣化対策等、本システムのサービスの正常稼働を常時維持するために必要な費用は受託者が負担すること。

(イ) セキュリティ

サーバを設置するデータ

センター事業者は、情報セキュリティマネジメントシステムの適合性評価制度の認定を取得していること。また、その写しを添付すること。

(ウ) 実績

サーバを設置するデータセンター事業者は、公共団体へのサービス提供実績を有すること。

(エ) データ容量

サーバは、利用状況を考慮した運用に耐えうるデータ容量を保持できること。なお、システムの対象ユーザ数は本市の人口規模に応じて想定すること。

※お知らせ配信の対象は、妊婦から 18 歳までの子どもの保護者を想定。

【参考】令和元年 12 月 31 日現在の 0～18 歳人口：243,279 人

(オ) OS

管理者用端末のオペレーティングシステム (OS) は Windows8 及び 10 に対応していること (管理者端末がサーバにアクセスするための必要なライセンスを含むこと)。

(カ) 拡張性

機能の増設等に伴うデータ容量の増大に対応可能なシステムであること。

(3) システムの運用・保守業務

ア 運用要件

(ア) システム運用時間

システムの運用時間は、原則 24 時間 365 日とする。障害の早期発見のため、常時システムの監視・点検を行うこと。ただし、全システムに関連するハード・ソフトのメンテナンス作業時は除くものとする。メンテナンスを目的とした計画的な停止を行う場合は、2 週間以上前に本市に連絡し、承認を得ること。

(イ) システム自動運転

システムの起動、停止、日次処理、バックアップ等については、自動運転が可能なシステムであること。その際、処理時間は通常業務の運用に支障をきたさない範囲であること。

(ウ) システム動作環境

アプリは以下の端末での動作を保証すること。

- ・ iOS9.0 以降を搭載した端末
- ・ Android5.0 以降を搭載した端末

(エ) 運用テストの実施・計画・報告等

- a システムの本格運用までにテストを段階的に行い、本市の承認を受けること。
- b 市が指定する期日までに、テスト計画書、テスト実施要領及びテスト結果表をそれぞれ作成し、提出すること。

(オ) App Store 及び Google Play への登録申請及び登録維持対応

App Store 及び Google Play への登録申請、公開までの手続きを行うこと。また、契約期間を通じて登録を維持すること。

(カ) 利用者からの問合せ対応

利用者からのシステムの操作方法等に対する問い合わせは、受託者が対応すること。

(キ) 運用・保守業務報告書

システムの稼働状況、障害内容等の概要について、運用・保守業務報告書により毎月末本市に報告すること。

イ 保守要件

(ア) 維持管理・サポート体制等

- a ソフトウェアの維持管理、変更体制が十分確保されていること。
- b サポート体制（運用支援内容）が明確かつ充実していること。
- c 制度変更などのために行うシステムの変更・追加、これに伴うテスト、ソフトウェアの維持修正も保守の範囲とする（パッケージ元のバージョンアップに伴う対応・動作検証・不具合等の修正も含む）。

(イ) 機器等の保守体制

データセンターに設置した本システムを構成するハード機器等のシステム保守体制が明確であること。

(ウ) iOS、AndroidOS のバージョンアップへの対応

iOS、AndroidOS のバージョンアップに伴う対応、動作検証及びアプリのアップデート登録作業を、各 OS のアップデートデータの配信開始後、速やかに行うこと。

(エ) 予防接種の制度改正対応

予防接種の制度改正に対し、保守の範囲で対応すること。

(オ) 障害事前対策（冗長性）

障害発生時にシステムを停止させず、継続利用が可能な冗長性を考慮した構成とすること。

(カ) 障害の保守体制・障害発生時の連絡

本市職員からの障害の連絡を 24 時間受けられる体制を整えること。また、障害発生時には速やかに復旧できるよう連絡網を確立すること。

(キ) 障害発生時の復旧対応

障害連絡があった場合は、即時に状況の把握を行い、障害箇所の特定、影響範囲の調査を行うとともに迅速に復旧対応すること。

(ク) 障害発生時の事後対策

収集した障害情報を基に原因を分析し、同様の障害が発生しないように是正処理・予防措置を講じること。また、原因、影響範囲、対処方法、再発防止策を取りまとめ、障害報告書として本市に報告すること。

(4) セキュリティ対策要件

ア ウイルス対策等

(ア) ウイルス対策を行うこと。

(イ) サーバ等システム機器について、セキュリティ対策ソフトウェアのウイルス定義ファイル及びそのサーバ OS の更新プログラムの即時性を考慮し、適切なタイミングで更新すること。

イ 利用者情報の保護、改ざん防止等

利用者情報保護及び改ざん防止、不正利用などセキュリティ対策を講じ、情報へのアクセスログの取得、厳重なアクセス権限の管理、データの漏洩、改ざんを防止するような対策を講じること。

ウ 脆弱性

本システム提供時における脆弱性に対応したものであること。また、既存及び今後発見される本システムの脆弱性の情報を定期的に収集し、適切な対応を行うこと。

エ アプリケーション及びデータベースサーバの脆弱性対策

本アプリケーションを作成するにあたっては、脆弱性対策を行うこと。なお、上記に関わらず、その修正に過分の費用を要する場合、市は修正責任を負わないものとする。

オ 利用者及び管理者の操作ログ

利用者及び管理者のログイン時には、ID 及びパスワードによる認証を行うこと。
利用者又は管理者として登録した個人ごとに、操作ログを取得できること。

カ クラウド上の保護

クラウド上に個人を特定できる情報は取得しないこと。

キ 利用端末上の保護

利用者のスマートフォンの電話帳や通話履歴その他個人情報アプリでは収集しないこと。

(5) データ保全要件

ア バックアップ機能

(ア) 構成要素であるすべてのシステムに対して、バックアップを行う機能を有すること。

(イ) OS、ミドルウェア、アプリケーション等については、初期設定時、システム変更時等に静的なシステムバックアップを実施できること。(セキュリティパッチ等についても構成管理とともに管理できること。)

(ウ) 業務データ及び各種ログについては、基本的に日次夜間処理で実施できること。

イ バックアップデータ格納

(ア) バックアップはシステムを停止せずに別媒体に取得をすること。

(イ) バックアップ取得時点のシステム復旧が可能であること。

ウ バックアップ方式

バックアップ方式については、下記の要件を満たすこと。

(ア) 日次バックアップデータの世代管理ができること (2 世代程度の管理を想定)

(イ) 日次バックアップ運用を自動化すること

(ウ) 利用者、管理者の操作ログ及びサーバのイベントログ等を別媒体で 1 年分保全すること。

エ バックアップ運用管理

システムやデータのバックアップ、リストア、スケジューリング、ログ確認、エラー通知等、サーバのバックアップ運用に関して、一元的かつ効率的に管理できる仕組みがあること。

オ バックアップデータ管理

利用者が利用端末を機種変更や紛失した場合にもデータの復旧を可能にすること。

カ 障害発生時のリカバリ方式

(ア) バックアップやリカバリについて設計し整備すること。

(イ) 手順書を作成して市に提供すること。何らかの障害が発生した場合、バックアップからの復旧手順が明確化されていること。

(6) 広報用チラシ・ポスターの製作・印刷

かわさき子育てアプリの内容・ダウンロードの方法等を記載したチラシ・ポスターを製作し、印刷すること。

項目	チラシ	ポスター
印刷枚数	50,000 枚	300 枚
頁数	1	1
寸法	A4 版	A2 版
用紙の種類	コート紙	
重さ	46.5kg	
印刷の色数	表 4 色	
校正	文字校正 1 回、色校正 1 回	
納品形態	500 枚ごとに紙で梱包	100 枚まとめて紙で梱包
納品時期	令和 3 年 1 月 31 日（金）まで	

7 成果物の作成・提出

(1) かわさき子育てアプリの構築完了後、次の表に記載されているものを提出すること。

No.	成果物	納品形態	納品時期
1	かわさき子育てアプリ	App Store 及び Google Play への公開	令和 3 年 2 月 26 日（金）まで
2	アプリソースコード	光ディスク ※ファイル形式は、pdf、xlsx、doc、pptx のうちのいずれかの形式とする。	
3	要件定義書		
4	システム設計書		
5	テスト計画、手順、結果報告書		
6	デザイン案、画面設計書		
7	サーバ定義書		
8	操作マニュアル		

※パッケージを利用する場合は、変更部分にかかる成果物を納品すること

(2) 運用開始後、定例的な報告として、6 (3) ア(カ)の内容を記載した月次運用報告書を翌月上旬までに電子データで提出すること。

8 本委託業務における本市と受託者との役割

(1) 本市

- ア 委託業務に係る作業全体の取りまとめ、進捗管理
- イ 受託者との連携による各種調整
- ウ 要件定義に必要な各種条件等の提示

(2) 受託者

- ア システム構築・運用に係るプロジェクト管理(進捗管理、品質管理、課題・リスク管理等)
- イ 要件定義の実施
- ウ システム構築業務の実施
- エ データ連携等に係る関係事業者との調整
- オ 単体、結合、総合テストの実施
- カ システム運用業務の実施
- キ 操作マニュアル等納品物の作成
- ク 各種会議等への参加や調整作業への協力
- ケ 総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」に規定されたウェブアクセシビリティへの対応
- コ OS 標準のユーザー補助機能(音声読み上げ、文字拡大、色反転など)への対応

9 作業全般における要件

- (1) 本市の条例、規則等を遵守し、本市の立場に立ち業務を遂行すること。また、必要な事項について積極的に提案を行うこと。
- (2) 受託者が作業するための環境(作業場所、機器等)は、原則として提供しないが、本市や関係事業者との会議を行うための会議室や操作研修の会場については、本市が用意する。
- (3) 秘密保持に係る誓約書、入室に要する入庁届など、書面の提出が必要となる場合には、本市の指示により提出すること。
- (4) その他、業務の実施に必要な作業要件については、本市と受託者が双方協議により定め、これを遵守すること。

10 データの保護等について

(1) 資料の提供

本業務の実施に当たり必要と思われる資料及びデータの提供は、本市が妥当と判断する範囲内で行う。

(2) 秘密保持

受託者は、本業務の実施に当たり知り得た個人情報及び機密に属する情報を、受託者の担当外部部門及び連結子会社等のグループ企業を含むあらゆる第三者に漏らしてはならない。これは、業務遂行後も同様とする。また、業務遂行に当たり本市が提供する資料及びデータに関する取扱いも同様とし、業務完了の際に納品物とともに返却すること。また、受託者は、この契約を履行する受託者の社員、その他の者に前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずること。

(3) 複写複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、本市から引き渡された原票、資

料、貸与品等を、本市の許諾なくして複写又は複製してはならない。

(4) 指示目的外の利用及び第三者への提供の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な受託業務の内容を、他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を、第三者に提供してはならない。

(5) 事故発生時における報告義務

受託者は、目的物の納入前に事故が発生したときは、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を本市に報告し、応急措置を加えた後、書面により本市に詳細な報告及びその後の方針案を提出すること。

(6) 記録媒体上への情報の消去

受託者は、契約目的物の作成のために、受託者が保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、紙等の媒体）上に、個人情報保有及び機密に属する情報等を記録した場合は、業務完了時における本市の検査終了後に全て消去すること。また、契約解除の場合においては、速やかに全て消去すること。

(7) 成果物の権利

ア 契約期間終了後、本仕様による成果物について、本市がインターネットを含む対外的な発表を行うこと、複製、翻訳、翻案、譲渡及び貸与することに関して、受託者は一切の異議を申し立てない。

イ 本仕様による成果物の一切の権利は本市に属することを確認するが、うち一部に受託者に属する著作権人格権が残存する場合には、その内容を納品時にすべて明示し、その権利を行使する場合には、本市の承諾を要するものとする。

ウ 受託者は、本仕様による成果物が、本市以外の者の著作権等の権利を侵害しないことを確認するものとする。

11 その他、契約前の個別協議を経て追加する事項

この基本仕様書に定めのない事項について、公募型プロポーザルの企画提案の選定において評価され、本市と選定業者との個別協議を経て整った内容については、契約時の仕様書に追加させることができる。